

公衆衛生法典

尾 中 普 子

一 本資料は、フランスの公衆衛生法典の一部の紹介である。内容は医療行為を行う者としての医師、歯科医師及び助産婦がその職務を行使する場合の条件についてである。

題の生ずるところであり、この点については、医療制度そのものの把握なくしては、論述することができないものと解する。

さて医療事故における医師の民事責任に関する考察を進めていく場合に、それにかかる判例、学説等の検討の他に、とくに医療制度のあり方を理解する必要があるとおもわれる。すなわち医療を行う者が医師の資格を有する者である場合に、その者によって生じた事故について自ら責任を負うのは当然である。これに対して医師の資格を有しない者が医療を行った場合の責任の帰属の如何については問

ついて責任を負うべきではなかろうか。

ハニドこれらの問題についての研究を進める一端として、公衆衛生法典の一部を掲載するものである。

公衆衛生法典 (*Code de la Santé Publique*)

第四卷 医療職及び医療補助職

第一節 医師、歯科医及び助産婦

第一章 職務の行使

第一款 職務行使にともなう条件

第三五六条 (一九七一年一二月二四日法律第一〇一六号第一条、一九七二年七月一三日法律第六六一号第一条、一九七六年一二月三一日法律第一二八八号第一条及び一九八一年五月一九日法律第四一三号第二条により改正) 《以下の条件を満たさない者は、何人といえども、医師、歯科医師、助産婦の職業に従事することはできない。}

一、第三五六条の二に規定する免許、証明書又はその他 の資格を有している者、又は一八九二年一一月二〇日法律の暫定規定もしくはアルザス及びロレーヌ地方の

臨床医に関する特別規定 (一九一九年九月二四日のアレ テ、一九二一年七月一三日) の法律、一九二四年八月一〇日の法律、一九二四年一二月一三日) の法律により追認された一九二一年七月五日のデクレ、一九二四年一一月三一日の法律、一九七一年八月一八日の法律)、又はザール地方の臨床医に関する特別規定 (一九三五年七月二六日及び一九三七年七月二七日の法律) の適用を受けない。

1)、フランス国籍を有する者、アンドラン国民又はE.E.C.加盟国所属民 (ressortissant de l'un des États Membres de la Communauté économique européenne) モロッコ又はチュニジア国所属民は、必要がある場合には、あるいは本条の第四項から第九項に定めらる規則について、あるいは、第四条以下に記載される以外の国際上の契約から生じる規則についてその適用を条件とする。ただし、外国政府が、フランス国籍を有するかもしくはフランス所属民である医師、歯科医師、助産婦に、その者の領土内で職業に従事する権利を付与する場合には、当該国家との間に協定が締結されている

場合で、かつ国民教育省 (Ministre de l'Éducation National) によって所有免許状が相当の価値を有するに認められた場合には、公衆衛生大臣 (Ministre de la Santé publique et de la Population) のトネルによって、フランスにおいても、その他の職業を行使するに必要な許可を得る」とがである。いわゆる協定は公衆衛生大臣の認可を得て締結され、実際に同格とされるものとの内容及びそれぞれ一一の国の領土内で行使するに必要な認める外国人医師の数を約定しなければならない。許可是、国内組合組織 (organisations syndicales nationales) 及び医師会等 (Ordres) の意見をもとに個別に一九四七年一月十五日のデクレ第一五八号に定められる一般教養試験に合格した医師に与えられる。同試験は、常にフランス語の作文と同じ点数の社会医学法についての知識の筆記試験を含んでいる。同許可是、やがての時に取り消すことがである。

われど、公衆衛生担当大臣は、特に全国理事会 (Conseils Nationaux des Ordres) 及び国内組合組織により

選ばれた代表者を含む委員会の意見をもじたのめに個人的に「以下の人」に「職務」の行使を許可することができるのである。

職務行使を許可するフランスの免許を有する外国人；

大学担当大臣 (Ministre chargé des Universités) が職務行使を許可するフランスの免許と同等と認められる学術的な価値のある外国の免許を有するフランス人又は外国人で、規則に則った方法によって定める試験に合格した者

この許可の最高数は、上記に定める委員会の合意を得て、職務行使の方式を考慮して、規則に則った方法で毎年定められる。

外国の機関によりフランス領土上に設立された医療施設が一九四九年六月一〇日以前に、公共の利益を有するものとしての認定を得た場合には、国民公衆衛生大臣は、個々のアレテによりこの医療施設付きの何人かの医師に、本条一号、二号の項の規定の適用を除外

して、国内機関の意見をもったのめにフランスでこれら
の医術を行ふるよろに許可する」ことがである。」

これらの医師、歯科医師、助産婦は名簿に登録されなければならぬ。医療施設にてこゝれの許可を得る者の中最高数は、国民公衆衛生大臣及び外務大臣共同のアレテによつて定められ、この許可は上記の医師、歯科医師、助産婦が、その医療施設に実際に属してゐる期間でなければ有効でなし。

II 医師会名簿 (Tableau des l'Ordre des medecins)、歯科医師会名簿 (Tableau de l'Ordre des chirurgiens-Dentistes) 又は助産婦会名簿 (Tableau de l'Ordre des Sages-Femmes) に登録してある。

ただし、この最後の条件は、軍隊の衛生機関 (service de santé des armées) の現役の名簿に属する医師、歯科医師、助産婦には適用されない。この条件は、国家公務員または地方公共団体の公務員の資格を有し、それらの職務において、医療または歯科医療の行使を要請されていなこ、または助産婦の職業の定義に該当する。

行為の実行を要請されない医師、歯科医師、助産婦にも適用されない。》

第三五六条の一 (一九八〇年一一月一一日) の法律第一〇四〇号の第一条によつて伏せ) 《EEC 加盟国所属国民で、フランス以外の加盟国において、医師又は歯科医師の「職業的」活動を合法的に行ふ医師又は歯科医師は、医師会 (Ordre des medecins) 又は歯科医師会 (Ordre des Chirurgiens-Dentistes) の名簿に登録されねばならぬ。ハラハベににおいて、その職務行為を行ふことがである。ただし、この行為の履行は、コソセイユ・デタの議を経るデクレによつてその態様が定められる事前の申告をしなければならない。その事前の申告が許されない緊急の場合には、申告は、事後に、おそらく一五日の期間内に、行わなければならぬ。

この申告には、当該者が必要な免許、証明書または他の資格を有し、同様にその者が職務を行ふ加盟国において医師又は歯科医師の活動を行ふことを証明する加盟国の管轄機関 (l'autorité compétente) の証明が添付される。申告は、

同様に「当該者」の国において、医師または歯科医師の行使の一時又は終局的禁止をもたらすいかなる訴訟も、その者に対して行われないことを証明する誓約の申告書が添付される。

その業務に従う医師又は歯科技術者はその者が業務を履行する国の現行職業規則を遵守し、医師会の服務規則 (Juridictions disciplinaire) に従う義務を負う。』

第三五六条の二（一九八〇年一二月二三日の法律第一〇四〇号の第一条による改正）『第三五六条一号の適用において要求される免許、証明書及び証書は以下の如くである：。

一、医師の職務を行使するために：あるいはフランス国家医学博士号；あるいは当該者が EEC 加盟国の所属民である場合には、これらの国の一によつて交付された医師の免許、証明書又は他の資格で、公衆衛生担当大臣及び大学担当大臣共同のアレテにより、共同体の義務にしたがつて作成されたリストに記載され、一九八〇年一月二八日前に加盟国の一によつて交付された他のすべての歯科医師免許、証明書又は資格で、その免許、証明書又は資格の名義人が、証明書の交付前五年の過程で少なくとも三年間歯科医師の活動に実際的かつ合法的に専念していたことを証明するその国の証明書を添付することを条件とする：。

他免許、証明書、又は他の資格で、その免許、証明

書又は資格の名義人が、証明書の交付前五年の過程で少なくとも三年間、医師の活動に実際的かつ合法的に専念していたことを証明するその国の証明書を添付することを条件とする；

一、歯科医師の職業を行使するために：あるいはフランス国家歯科医学博士号又は、フランスの国家歯科医師の免許；あるいは、当該者が EEC 加盟国の所属民である場合には、これらの国の一によつて交付された医師の免許、証明書又は他の資格で、公衆衛生担当大臣及び大学担当大臣共同のアレテにより、共同体の義務にしたがつて作成されたリストに記載され、一九八〇年一月二八日前に加盟国の一によつて交付された他のすべての歯科医師免許、証明書又は資格で、その免許、証明書又は資格の名義人が、証明書の交付前五年の過程で少なくとも三年間歯科医師の活動に実際的かつ合法的に専念していたことを証明するその国の証明書を添付することを条件とする：。

三、助産婦の職務を行使するために、フランスの助産婦

国家免許「を条件とする。」

第三五七条（一九七六年一二月三一日法律第一二八八号第三

条により改正）《第三五六条一号及び二号の規定の適用を除外して、後記第三六〇条に定められた経過規定を留保して、一九三九年九月三日にフランスにおいて合法的にそれらの者の職業を行使する外国の医師、歯科医師、及び一九四五年九月二十四日にフランスにおいて合法的に職務を行使する外国の助産婦は、その技術の行使を継続することを許可される。》

第三五七条（一九七二年七月三一日法律第六六一号第二条に

より挿入）《フランス連合（l'Union française）に属する国で、この法典の第三五六条に掲げられた約務をフランスと締結しなかつた国の所属民は、一九七二年七月一三日の法律第六六一号の公示の日に、医師会、歯科医師会又は助産婦会に正規に登録されたことを証明すれば、これらの会から規律違反にしたがつて、抹消されなかつたことを留任して、それらの者の技術の行使を継続することを許可される。》

第三五八条（一九七二年七月一三日の法律第六六一号第三条

により代わる）コンセイユ・デタの議を経るデクレは以下において条件を定める：

一、外国籍の学生は、国家の免許を得るために、教育及び医学研究又は歯科学研究の機関に登録することがで

きる。

二、「免許の」交付国において「職務」の行使を許可される外国の医師又は歯科医師の免許の名義人、これら の学問に相応するフランスの大学の免許の名義人は、相応するフランス国家の免許を申請することができ

る。

第三五九条（一九七二年七月一三日の法律第六六〇号の第二

条及び一九八〇年一二月二三日の法律第一〇四〇号第三条及び第四条により改正）《フランス人又はEEC加盟国の人所属民である医学部学生で、一つの中央病院および大学病院に属する地方中央病院のインターンの試験に合格した者及びフランスの医学部学生又はEEC加盟国の一の国の所属民で、フランスにおいて医学部の六年を終了した者は、あるいは伝染病発生時、あるいは医師に代わる者として、ある

いはある地域に例外的に人口の密集の場合に、医師の助手として、医療行為をすることを許可されることがである。』

上記の規定の適用を除外して、フランスの医学部学生又はE.E.C.加盟国に所属する医学部学生で、医学部の六年の

理論教育課程 (enseignements théoriques) の全部をフランスにおける試験に合格した者は、年次休暇期間、交代を行うことを許可されることができる。

上記の項に掲げられた許可は、県医師会理事会 (conseil départemental de l'Ordre) の肯定的な意見を聞いたのちに知事によって交付され、かつ「期間は」三ヶ月に制限される。許可は同一の条件で行なわれる。

公衆衛生上の必要があるときは、厚生大臣は、アレテによつて、当該理事会の意見をきいたのちに、前項に定められた条件にしたがつて、知事に、以下の者に対し、医療行為を許可するよう授権することができる。ただし、まれに緊急の場合はその限りでない。

本条第一項に定めた条件を満たす学生の全部又は一部：以下の条件を満たす学生の全部又は一部：

資料

一、理論教育〔課程〕について 理論教育が年間又は半年の単位で設定されている医学教育研究機関において、六学年を認容された者、又は六学年の三分の二を取得した者：

1)、臨床研修 (formation Clinique) について、第六学年に相応する医療活動義務を有効に遂行した者。

上記に定められたアレテは、アレテが適用される期間を定める。

県医師会理事会の肯定的な意見をきいたのち、「以下により」あるいは歯科医師の代行として、あるいは助手として、歯科技術を、知事によって許可されることができる：
1、大学の休暇期間についてのみ、および二年間の継続の限度にしたがつて、フランス人又はE.E.C.加盟国の所属民で、フランスにおいて歯科学の学課四年を有効に遂行した歯科学部学生；この場合には、医師会理事会によつて歯科学研究教育機関の長 (directeur de l'unité d'enseignement et de recherche d'odontologie) の意見が聴取されなければならない；

11. フランス又はEEC加盟国の所属民でフランスにおいて第五学年の試験に合格した歯科学〔部〕の学生

は、その試験の期間中、その試験の担当者によりて遂行された国民役務 (service national) に等しい期間延長されることがやれる。知事による許可の特権は、

〔學術論文の公開審査における〕主張 (soutenance) の月内に、その申立てが行われる場合には、〔學術論文の公開審査における〕主張ののむ、名簿に登録の申立てが決定されるまで、延長される。

第三五九条の1 (一九七一年七月一日の法律第六六〇号三条による挿入) フランス人の医学部学生は、デクレンによつて定められる条件及び態様にしたがつて、医師の〔指導〕のもとに最終課程の実習の一部を行ふ」とがである。

第三六〇条 本款の規定は、外国人医師による医療行使に関する一九四五年八月六日の第一七四八号のオルドナンスに記載われてゐる暫定規定に違反しない。

- (1) Paris 24 Fevrier 1983, Gaz. Pal. 4 Juin 1983, p.5.
- (2) 本条による医師令 (Ordre des Medecins) は、医師全體から選ばれた医師による編成された独立、かい組織の

機関であつて、その主な機能は次の如くである。

①本機関は、国民の一般的利益にかかる業務〔医療〕を管理し、医療行為の実施に欠くことのできない倫理、誠実、および献身の性質を維持するよう監視する。

②本機関は医師の行為を確保し、保証するものである。

③本機関は医師の職業的義務、ならびに医師義務法典に定められた規則を、全ての医師が遵守するよう監視する。

④本機関は、現状に対応する医師の義務を、その判例から引き出さなければならぬ。

⑤本機関は、医療職の独立、および名誉を擁護する」とを確保する。

⑥本機関は、市医師会、県医師会、国家医師会を介してその任務を達成する。